

## 「和歌山県立自然公園条例」の一部改正（案）について

### 1. 目的

令和3年度に改正された自然公園法と同様に、本県の自然公園において保護のみならず利用面での施策を強化し、「保護と利用の好循環」の実現を目指します。

### 2. 改正理由

本県内には、2つの国立公園、2つの国定公園、12の県立自然公園が存在し、国立・国定公園においては自然公園法によって、また、県立自然公園は和歌山県立自然公園条例（以下、条例という）によって各種規制等を行うことで保護と利用を図っています。令和3年度に改正された自然公園法と同様に条例を改正することで、国立・国定公園と県立自然公園との規制及び制度の差異を是正します。

### 3. 改正概要

- (1) 自然体験活動促進計画制度の創設
- (2) 利用拠点整備改善計画制度の創設
- (3) 餌付け行為への規制や違反行為への罰則強化
  - ア野生生物への餌付け行為等に対する規制の新設
  - イ植物の違法採取、伐採といった違反行為に対する罰則の強化

### 4. 施行予定日

令和6年4月1日

※罰則については、令和6年7月1日